第
 号

 年
 月

 日

様

精華町長

認定書

年 月 日付けで申請のあった件について、精華町広報キャラクターコスチューム等の使用に関する要綱第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり使用許諾し認定したので、通知します。

記

- 1. 使用対象
- 2. 使用内容
- 3. 使用許諾番号
- 4. 認定に係る条件及び制限
- (1)認定時に許諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2)当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3)認定を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4)コスチューム等を用いた商品等、宣伝又は広告には、認定時の許諾番号(「◎精華町 (許諾年度(西暦))京町セイカ#(番号)」又は「◎Seika town (許諾年度(西暦)) kyomachi.seika#(番号)」)を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。